

青森県報

第八百八十二号

令和七年
二月二十八日
(金曜日)

目 次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(県民活躍推進課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 洪水浸水想定区域等の公表……………(河川砂防課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……四
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域県民局) ……四
- 公 告
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(財産管理課) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 市街地再開発組合の解散の認可……………(建築住宅課) ……六
- 教育委員会
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……六
- 公 営 企 業

○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院課) ……六

正 誤

○ 令和六年三月二十七日号外第十四号規則中……………(漁港漁場整備課) ……七

告 示

青森県告示第九十七号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定 番号	種 別	名 称	発行者(製 作者)名	該当条項
一三六四	書籍	ブラック学校に勤めてしまった先生② ISBN九七八―四―五三三七― 一三九九四―五	株式会社日本 文芸社	第十二条第一 項第一号
一三六五		おねーさんが侵略中!?④ ISBN九七八―四―七八五九― 七六三二―三	株式会社少年 画報社	
一三六六		絶対恋愛 Sweet 二〇二五年一月号 雑誌一五五七―〇一	株式会社笠倉 出版社	
一三七七		芸能アイドル封印解禁 ISBN九七八―四―八六七― 一四九三五―五	株式会社ブレ インハウス	

青森県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年三月二十七日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	島守八戸線	八戸市大字是川字下館平四の九から八戸市大字是川字下館平四の四まで	前 後	一〇・一〇メートルから一七・四〇メートルまで 三三・二二メートルまで	四七・七五メートル 四七・七五メートル	

青森県告示第九十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 瀬辺地川水系瀬辺地川
- 瀬辺地川水系小川平川
- 広瀬川水系広瀬川
- 阿弥陀川水系阿弥陀川
- 四戸橋川水系四戸橋川

青森県告示第一百号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 岩木川水系作沢川
- 岩木川水系大秋川
- 岩木川水系平沢川

青森県告示第一百一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定

により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

新井田川水系松館川

青森県告示第百二二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 岩木川水系相内川
- 岩木川水系山王川
- 岩木川水系桂川
- 岩木川水系今泉川
- 岩木川水系昆布掛川
- 岩木川水系薄市川
- 岩木川水系鳥谷川
- 岩木川水系尾別川
- 岩木川水系中里川
- 岩木川水系宮野沢川

青森県告示第百三三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部鯉ヶ沢道路河川事業所に備え置いて閲覧に供する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 中村川水系徳明川
- 赤石川水系赤石川
- 赤石川水系沼ノ沢川
- 赤石川水系恩愛沢川
- 大童子川水系大童子川
- 小童子川水系小童子川
- 追良瀬川水系追良瀬川
- 吾妻川水系吾妻川
- 磯崎川水系磯崎川
- 泥川水系泥川
- 笹内川水系笹内川
- 小峰沢川水系小峰沢川
- 津梅川水系津梅川
- 鳴沢川水系鳴沢川

青森県告示第百四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 高瀬川水系土場川
- 高瀬川水系坪川
- 高瀬川水系二ッ森川
- 高瀬川水系中野川
- 高瀬川水系市ノ渡川
- 高瀬川水系栗ノ木沢川
- 高瀬川水系川去川
- 高瀬川水系大林川
- 高瀬川水系作田川
- 高瀬川水系姉沼川
- 高瀬川水系砂土路川
- 三保川水系三保川
- 三保川水系平山沢川
- 鶏沢川水系鶏沢川
- 松木川水系松木川

青森県告示第百五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一号及び第二号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第四項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 奥戸川水系小川代川
- 目滝川水系目滝川
- 易国間川水系易国間川
- 材木川水系材木川
- 古佐井川水系古佐井川
- 大佐井川水系大佐井川
- 福浦川水系福浦川

青森県告示第百六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
三戸郡南部町大字剣吉字前田二二の一
山田 敦子
- 二 売りさばき場所
八戸市是川字坂ノ脇九の三
- 三 指定年月日
令和七年二月十七日

青森県告示第百七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市大畑町上野三九の四	大畑
むつ市大畑町湊村四	
むつ市大畑町正津川平二五九	
下北郡東通村大字尻屋字水神二三の二	尻屋
下北郡東通村大字尻屋字唐沢一の一	
下北郡東通村大字尻屋字寺山一の五八	
下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八の一	風間浦
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷八の五	
下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二	
吉井 隆光	
新保 信一	
柏 智弘	
寺道 芳信	
南谷 直樹	
榎谷 収	
木村 正則	
富岡 正昭	
越膳 稔徳	

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
青森県庁舎で使用する電気の供給
契約電力 千八百キロワット
- 二 予定使用電力量 六百八十四キロワット時
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県財務部財産管理課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年一月三十日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社さくら新電力
弘前市北瓦ヶ町一九の五
- 六 落札金額
二億千五百一十一万八千円
- 七 落札者を決定した手続
十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和六年十二月十八日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
青森県弘前合同庁舎ほか四施設で使用する電気の供給
契約電力 合計六百五十五キロワット
予定使用電力量 合計百三十七万五千キロワット時
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県財務部財産管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年二月三日
- 五 落札者の名称及び住所
鈴与電力株式会社
青森県青森市葵区栄町一の一
- 六 落札金額
四千五百七十八万五千四百円
- 七 落札者を決定した手続
十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和六年十二月十八日

市街地再開発組合の解散の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、中新町山手地区市街地再開発組合の解散を令和七年二月二十日認可したので、同条第六項の規定により公告する。

令和七年二月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第三号

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年二月二十八日
青森県教育委員会
所 轄 機 関
出 先 機 関
庁 内 一 般
出 先 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。
別表第七第五号中「及び学校評議員」を「、学校運営協議会の委員及び学校評議員」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年三月一日から施行する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年二月二十八日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 十五万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年一月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 九十六円八十銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和六年二月十三日

正

誤

漁港漁場整備課

発行年月日	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
-------	----	----	-----	---	---	---	---

令和六・三三 号外第一四号
規則
第九号
二
下
四
漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則
青森県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭